

関西広域連合関係

1 第58回関西広域連合委員会（平成27年7月4日）配布資料（抜粋）

ページ

- (1) 「中東呼吸器症候群（MERS）」に関する対応について…………… 1
- (2) 世界に広がれ！「とくしま“歓喜の歌”プロジェクト」について…… 2

2 第59回関西広域連合委員会（平成27年7月23日）配布資料（抜粋）

- (1) 奈良県の加入について …………… 4

（その他協議事項）
・ 国の原子力防災対策について

3 第60回関西広域連合委員会（平成27年9月5日）配布資料（抜粋）

- (1) 広域スポーツの振興について …………… 6

（その他協議事項）
・ 関西圏域の展望研究 最終報告を受けての対応について
・ 政府関係機関の関西への移転に関する要望について
・ 広域連合議会9月定例会提出議案について
・ 原子力防災対策について

平成27年7月4日

広域医療局

「中東呼吸器症候群（MERS）」に関する対応について

1 「中東呼吸器症候群（MERS）対策担当者会議」の開催（広域防災局と合同開催）
（平成27年7月2日）

構成団体及び連携県の担当者が出席し、次のことを確認した。

（1）関西空港の検疫体制に係る情報共有

- ・ 厚生労働省関西空港検疫所から韓国等国外からの帰国者・入国者に対する検疫体制の強化について説明を受け、検疫所で疑い患者等が発生した場合の対応について確認を行った。

（2）情報の共有化

- ・ 患者搬送、入院措置、検体検査等に関する各構成団体及び連携県の対応状況について、情報の共有化を行った。

（3）広域連携方策の検討

- ・ 構成団体及び連携県における共通課題を抽出し、今後、どのような連携が可能か、検討を行う。特に、構成団体及び連携県を跨がる管外で疑い患者が発生した場合の連携体制の確認を行った。

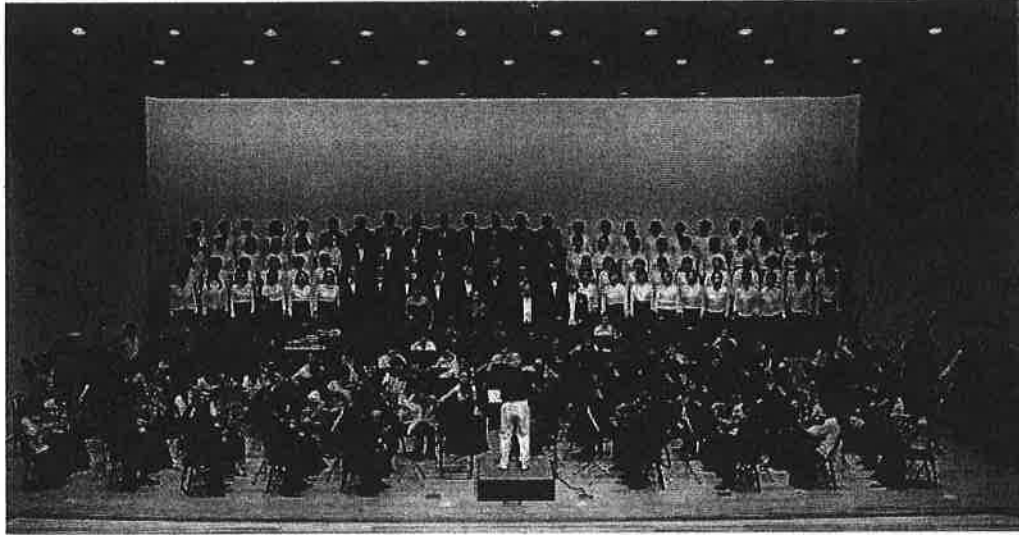
2 今後の取組み

平成27年7月～ 構成団体及び連携県と「連絡体制」を構築し、必要な情報提供を行う。

世界に広がれ！「とくしま“歓喜の歌”プロジェクト」

2000人で一緒に第九を歌おう！

ベートーヴェン「第九」演奏会（合唱参加者の募集）



第1回とくしま記念オーケストラ定期演奏会「はじまりの第九」

今からおよそ100年前の1918年6月、徳島県鳴門市の板東俘虜収容所にいたドイツ人捕虜が、地域との交流の中で、地元の人々への感謝の思いを込め、ベートーヴェン「第九」を演奏したことが、「第九」のアジア初演です。

徳島県は、全国初となる二度の国民文化祭の開催を通して、この「第九」を「あわ文化」の4大モチーフの一つに据え、その魅力発信に取り組んでいます。

2020年に開催が決定した「東京オリンピック・パラリンピック」は、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典でもあり、「日本文化」の魅力を世界に向けて発信する絶好の機会です。

そこで、徳島県では、東京オリンピック・パラリンピックでの「文化プログラム」を見据え、「第九」アジア初演100周年（2018年）さらには、ベートーヴェン生誕250年（2020年）に向けての機運もあわせて醸成するため、大規模な「第九」演奏会を開催することとしました。

関西広域連合構成府県市在住の方から多くの合唱参加者を募集しますので、アジア初演の地、徳島で「第九」を一緒に歌いましょう。

1. 日時

平成28年 1月29日(金) リハーサル
1月30日(土) ゲネプロ(総合リハーサル)及び本番

2. 場所

アスティとくしま 多目的ホール
徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1

3. 合唱団募集

県外募集(想定) 1,000名(経験者のみ募集)

※応募者多数の場合、関西広域連合構成府県市在住の方を優先します。

※募集期間 平成27年6月30日(火)～9月30日(水)

※県内募集 1,000名

4. 参加費

2,000円(関西広域連合構成府県市在住の方)

5,000円(関西広域連合構成府県市以外在住の方)

5. 主催 徳島県 他

6. 後援 関西広域連合(予定)

7. お問い合わせ先

徳島県 県民環境部 とくしま文化振興課 文化創造室

電話：088(621)2553

奈良県の加入について

平成 27 年 7 月 23 日
本 部 事 務 局

1 奈良県の参加事務

「広域防災」（規約第 4 条第 1 項第 2 号）、「広域観光・文化・スポーツ振興」（同第 3 号）の 2 分野に参加。

2 規約改正案

関西広域連合規約

第 1 条 (略)

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

第 3 条 (略)

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(9) (略)

- (1) 分野別計画等の策定・実施
- (2) 防災 (3) 観光・文化・スポーツ
- (4) 産業 (5) 医療 (6) 環境
- (7) 試験免許 (8) 研修 (9) 企画調整

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第 1 号（同項第 4 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第 1 号（同項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第 3 号（アからウまでに係る事務に限る。）、第 5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第 7 号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第 5 条～第 7 条 (略)

(広域連合の議会の定数)

第 8 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、36 人 ~~39 人~~とする。

第 9 条～附則 (略)

別表（第 20 条関係）

次項別表のとおり

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第2号及び <u>6号</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	<u>第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費</u>	<u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</u>	<u>人口割 10分の10</u>

3 今後のスケジュール

- 7月23日（木） 連合委員会（奈良県から意思表示を受けて規約改正案協議）
- 9月5日（土） 広域連合議会定例会（提案説明にて状況報告）
- 9月中下旬～ 奈良県議会及び構成府県市議会（規約改正案議決）
- 10月中下旬 総務省へ規約改正許可申請
- 10月10日（土） 広域連合議会総務常任委員会（提出予定議案（広域計画改定案）説明）
- 11月7日（土） 広域連合議会全員協議会（提出予定議案（補正予算案及び広域計画改定案）説明）
- 11月19日（木） 広域連合議会臨時会（補正予算案及び広域計画改定案議決）
- 11月中下旬以降 総務省から規約改正許可

広域スポーツの振興について

平成27年9月5日
本 部 事 務 局

1 規約改正

広域スポーツの振興を広域連合が処理する事務に追加するため、規約の改正について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ規約改正の許可申請を行っていたところ、8月31日付けで許可を得た。

規約改正概要

(趣旨)

関西における生涯スポーツの振興と元気で活力ある高齢化社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化を進めるため、規約に定める広域連合の事務である「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する。

(規約改正内容)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域を言う。以下同じ）にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務
- (2) (略)
- (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
(ア～キ略)
ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの
- (4) (以下略)

別表（第20条関係）

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	(略)	(略)	(略)
企画調整費	(略)	(略)	(略)
事業費	第4条第1項第3号エから <u>ク</u> までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割10分の5 宿泊施設数割（文化及び <u>スポーツ</u> の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5

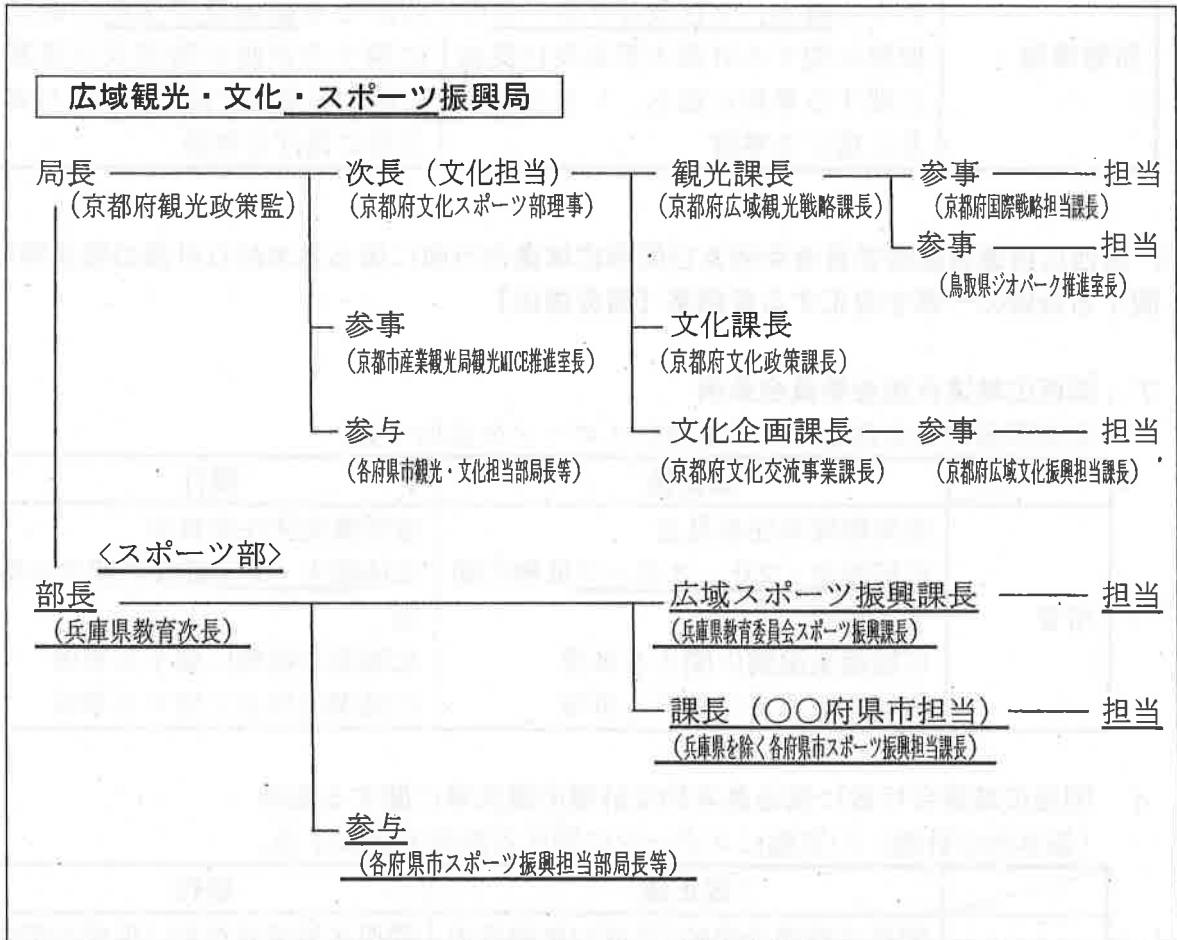
2 組織体制の整備

(1) 概要

規約の改正に伴い、広域スポーツ振興の取組に関する体制整備を行う。

(2) 内容

- ・ 「広域観光・文化振興局」を「広域観光・文化・スポーツ振興局」に改める（関西広域連合事務局設置条例の一部改正。）。
- ・ 「広域観光・文化・スポーツ振興局」内に、「スポーツ部」を設置し、部長、参与、課長及び担当を置く（「関西広域連合組織規則」の一部改正。）。



3 当面の取組

- ・ 「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定
- ・ 関西における広域的スポーツ大会等の招致及び開催の支援に向けた団体間調整等

4 予算措置（9月補正予算）

548千円

5 施行日

9月5日（土）

6 参考（関係条例の改正）

スポーツ振興に係る規約の変更及び組織体制の整備に伴い、関係条例の改正を行う（9月定例会広域連合議会に提出：公布の日（9月5日予定）から施行）。

(1) 関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例案【広域連合長提出】

事務局の名称及び所管事務にスポーツを追加する。

	改正後	現行
事務局の名称	広域観光・文化・スポーツ振興局	広域観光・文化振興局
所管事務	規約第4条第1項第1号（広域にわたる <u>観光、文化及びスポーツ</u> の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第3号に掲げる事務	規約第4条第1項第1号（広域にわたる <u>観光及び文化</u> の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第3号に掲げる事務

(2) 関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例案【議員提出】

ア 関西広域連合議会委員会条例

産業環境常任委員会の所管事項にスポーツを追加する。

	改正後	現行
所管	産業環境常任委員会 広域 <u>観光・文化・スポーツ</u> 振興に関する事項 広域産業振興に関する事項 広域環境保全に関する事項	産業環境常任委員会 広域 <u>観光・文化</u> 振興に関する事項 広域産業振興に関する事項 広域環境保全に関する事項

イ 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

「基本的な計画」の定義にスポーツに関する計画を追加する。

	改正後	現行
「基本的な計画」の定義	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する広域にわたる <u>防災、観光、文化及びスポーツ</u> の振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する広域にわたる <u>防災、観光及び文化</u> の振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。



総行市第157号

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三 殿

平成27年7月21日付け関広総第9号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成27年8月31日

総務大臣 山本 早

